

一般社団法人 大阪府言語聴覚士会 賛助会員のご案内

I. 当法人定款より、賛助会員に関係する部分を抜粋いたしました。

1、一般社団法人 大阪府言語聴覚士会 目的（定款：第 2 章第 3 条）

（目的）

第 3 条 当法人は、大阪府内の言語聴覚士が相互に交流し、知識・技術の研鑽、資質の向上に努めると共に、社会的責務を果たし、大阪府民の保健・医療・福祉・教育の充実と生活の質の向上に寄与することを目的とする。

2、会員資格（定款：第 3 章第 6 条）

賛助会員：当法人の目的に賛同し、当法人の活動を支援する団体

3、年会費（会費規定：第 2 条）

賛助会員： 1 口 5000 円で 2 口以上

会費は原則として毎年 6 月 30 日までに納入しなければならない

年度途中の入会の場合もその年度の会費を全額払わなければならない

4、退会（定款：第 2 章 10 条）

賛助会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

ただし、退会する年度までの未納会費を清算しなければならない。

会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- ・ 会員である団体が解散したとき
- ・ 正当な理由なく 2 年以上会費を滞納したとき

II. 賛助会員の特典について

- ・ 勉強会に参加していただけます
- ・ 会報（府士会ニュース/年 3 回発行）をお届けします
- ・ 勉強会等で企業ブース等を出す時には優先的にご案内し、出展料の割引をします。
出展料 賛助会員：5000 円（会員外：10000 円）
- ・ 勉強会開始前に商品説明の時間を設ける場合は賛助会員のみしていただけます。
- ・ 当会がイベントで出展する際、パンフレット等をブースに置くことができます。
- ・ 府士会ニュース用広告を会員価格で出していただけます。（発行部数は現在約 700 部です）
1/3 ページ 賛助会員 1 回無料、2 回目以降 10000 円（会員外 毎回 20000 円）

入会の申し込み：一般社団法人 大阪府言語聴覚士会事務局 oosakastjimu@yahoo.co.jp

お問い合わせ・広告の申し込み：一般社団法人 大阪府言語聴覚士会広報部 st_kouhou@yahoo.co.jp